

「農産物検査規格検討会」の開催について

1 位置付け

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第3項において、農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くものとされている。

これを踏まえ、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」を開催する。

2 検討内容

農産物検査規格項目の見直しについて

農産物規格の見直しに関しては、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）や農業競争力強化支援法（平成29年法第35号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通事業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、平成31年3月29日に中間論点整理を行った。

この中間論点整理を踏まえ、これまでに、順次、①検査場所の緩和、②穀粒判別器の活用、③農産物規格の簡素化、④玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定等を実現してきたところであるが、令和2年7月の規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において農産物検査規格の見直しが盛り込まれたことも踏まえ、同年9月に「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を設置し、8回の検討を経て、令和3年5月に結論・とりまとめが行われた。

この検討会とりまとめを踏まえた農産物検査規格の見直し等について検討する。

3 委員

「農産物検査規格検討会委員名簿」のとおり

4 スケジュール等

令和3年12月24日：農産物検査規格検討会

※ 次回以降については必要に応じて開催する。

※ 農産物検査規格検討会における議論を踏まえ、告示の改正等の必要な手続きを行う。

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）【抜粋】

（農産物検査規格）

- 第十一条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第三十三条第一項において「農産物検査規格」という。）を定める。
- 2 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを公示しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。
- 3 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

農産物検査法第 11 条第 3 項に基づく農産物検査規格の設定等に係る学識経験者等からの意見聴取要領

(平成 24 年 1 月 14 日付け 23 生産第 5454 号)

第 1 目的

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項に基づき、農林水産大臣が、農産物検査規格の設定、変更又は廃止に当たって、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者（以下「学識経験者等」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第 2 意見聴取対象者の選定

農林水産大臣は、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の中から意見聴取対象者を選定し、委嘱する。

第 3 意見聴取の手続について

農産物検査規格の設定等に係る農林水産大臣による学識経験者等からの意見聴取は、以下の手続により行う。

- 1 農林水産大臣は、農産局長に、意見聴取対象者の意見の聴取をさせる。
- 2 農産局長は、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、意見の聴取を行う。
また、意見の聴取に当たっては、必要に応じ、あらかじめ関係する専門家から農産物の生産・流通・加工に関する情報や知見を得て行う。
- 3 農産局長は、検討会において集約された意見をもって、法第 11 条第 3 項の規定に基づき聴取された学識経験者等の意見とする。

第 4 検討会の運営

1 座長

- (1) 検討会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があったときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 検討会の公開

検討会の議事は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公

正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

3 事務局

検討会の事務局は、農林水産省農産局穀物課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。